

## 支給対象者②に該当される方へのご案内・留意事項

(別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内」参照)

日頃より、豊島区の児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

別紙給付金を受給するための申請について、ご案内いたします。

### 【給付金受給要件】

- ・ 公的年金等を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ・ 以前に公的年金等を受給しているため児童扶養手当申請を取り下げした方を含め、児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されたと推測される方

### 【申請方法】

- ・ 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、窓口又は郵送にて提出してください。

### 【提出期限】

**令和6年2月29日(木曜日)(消印有効)**

※上記期限までに、必要書類が揃っていることが必要となります。

### 【必要書類】(①～③同封)

①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

申請書(請求書) **公的年金給付等受給者用**

②簡易な収入額の申立書(申請者本人用)【公的年金給付等受給者】

③簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)【公的年金給付等受給者】

扶養義務者が複数いる場合は、コピーをしていただくか、区のホームページからダウンロード、または児童給付グループまでご連絡ください。

※②・③について、令和4年1月1日に豊島区に住民登録がなかった場合は、令和4年度(2021年中分)の「所得課税非課税証明書」「源泉徴収票」等、収入額がわかる書類を添付してください。また、2021年中に年金を受給していた場合は、「年金振込通知書のコピー」等もあわせて添付してください。

※②・③について、「簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】」での申立てを希望する場合は、区のホームページからダウンロードするか、児童給付グループまでご連絡ください。

※③について、申請者と同居している父、母、祖父母、子ども、孫などの直系親族及び兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ**全員分必要**です。ただし、18歳以下で所得がない方は不要です。

④本人確認書類のコピー(免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面等)

⑤受取口座を確認できる書類のコピー(口座番号、名義等が確認できる通帳、キャッシュカード)

- ・ 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。

(必要書類 裏面へ続く)

- ・海外において開設した金融機関口座では受取りができません。
- ・ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に以下のように記載されています。)をご記入ください。

※ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』

【店名】〇〇〇(漢数字3桁)〇〇〇(読み方)

【店番】〇〇〇(数字3桁)【預金種目】〇〇預金

【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇(数字7桁)』

※「記号(5桁)、番号(8桁)」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

## ⑥児童扶養手当の支給要件を確認できる書類

※豊島区で児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成のいずれかの認定を受けている場合は不要です。

- (1) 日本国籍の方は戸籍謄本又は抄本が必要になります。外国籍の方につきましては必要書類が異なりますのでお問い合わせください。
- (2) 障害を要件とする場合は、障害の状態が確認できる書類が必要です。

### 【申請・支払方法について】

- ・申請書裏面「6. 受取方法」に記載の金融機関口座に振り込みます。後日口座変更を希望する場合は、支給決定前までに、「支給口座登録等の届出書」を区のホームページからダウンロードするか、児童給付グループまでご連絡いただき、ご提出ください。

### 【その他】

- ・やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を支給できません。
- ・申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、豊島区が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- ・給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求めます。
- ・給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ・ご不明な点がございましたら、下記お問合せ先までお問い合わせください。

#### ◆お問合せ先◆

豊島区こども家庭部子育て支援課  
「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 本庁舎3階

☎03-4566-2482

(受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00 祝日を除く)

コールセンター開設期間【開設中～令和6年2月29日まで】